会社分割により企業価値担保権に関する信託業務の全部の承継をさせたとき	一　承継先の商号 二　会社分割年月日 三　設立会社（承継会社が企業価値担保権信託会社以外の会社である場合にあっては、当該会社）に係る法第三十四条第一項に規定する事項			一　理由書 二　次に掲げる書類 イ　新設分割計画又は吸収分割契約の内容を記載した書面 ロ　会社分割の当事者の登記事項証明書 ハ　会社分割の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面 ニ　会社法第七百八十四条の二、第七百九十六条の二又は第八百五条の二の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面 ホ　会社法第七百八十九条第二項若しくは第七百九十条第二項又は第八百十条第二項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告及び催告（同法第七百八十九条第三項の規定により各別の催告をすることとされた場合にあっては、当該公告又は催告をすることを要しない場合以外の場合にあっては、当該公告及び催告）をしたこと並びに異議を述べた若しくは当該債権者が弁済若しくは当該債権者に対して相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該会社が分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面 ヘ　株券発行会社が株式の併合をする場合には、会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面 ト　会社分割をする会社が新株予約権を発行している場合であって、会社法第七百五十八条第五号又は第七百六十三条第一項第十号に規定するときは、同法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面 チ　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十五条の二第二項又は第十五条の規定による届出が必要な場合にあっては、当該届出をしたことを証明する書類
企業価値担保権に関する信託業務の全部の譲渡をしたとき	一　譲渡先の商号 二　譲渡年月日			一　理由書 二　次に掲げる書類 イ　譲渡契約の内容を記載した書面 ロ　事業譲渡の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。） ハ　事業譲渡の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

	合併により消滅したとき	一　合併の相手方の商号 二　合併年月日 三　合併の方法 四　設立する会社又は企業価値担保権信託会社以外の会社と合併する場合にあっては、当該会社に係る法第三十四条第一項に規定する事項		二　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十六条第二項の規定による届出が必要な場合にあっては、当該届出をしたことを証明する書類
破産手続開始の決定により解散したとき	一　破産手続開始の申立てを行った年月日 二　破産手続開始の決定を受けた年月日	一　裁判所が破産管財人を選定したことを証する書面 二　引受けを行った信託関係の処理の方法を記載した書面	一　合併により消滅する会社又は株式の併合をする会社が株券発行会社である場合には、会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面 ヘ　合併により消滅する会社が新株予約権を発行している場合には、会社法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたこと又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面 ト　合併により消滅する会社が新株予約権を発行している場合であって、会社法第七百五十八条第五号又は第七百六十三条第一項第十号に規定するときは、同法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面 チ　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十五条第二項の規定による届出が必要な場合にあっては、当該届出をしたことを証明する書類	一　理由書 二　清算人に係る会社の登記事項証明書 三　引受けを行った信託関係の処理の方法を記載した書面
合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき	解散年月日			